

## 平成30年度臨時評議員会議事録

日 時 平成31年3月20日(水) 14時00分～14時45分

場 所 グランドプリンスホテル高輪「プリンスルーム」

出席者 友永義治(陸上競技)、坂元要(水泳)、松崎康弘(サッカー)、坂井利郎(テニス)、木村新(ボート)、中村康夫(ホッケー)、丸山由美(バレーボール)、二木英徳(体操)、弘田充宏(バスケットボール)、藤沢信雄(レスリング)、小宮山哲雄(ウエイトリフティング)、大島研一(自転車競技)、笠井達夫(ソフトテニス)、宗像豊巳(軟式野球)、春田恭彦(馬術)、高橋清生(ソフトボール)、丹藤勇一(バドミントン)、田村恒彦(ライフル射撃)、福本修二(剣道)、浪越信夫(近代五種)、眞下昇(ラグビーフットボール)、尾形好雄(山岳・スポーツクライミング)、山口徹正(カヌー)、宮崎利帳(アーチェリー)、建部彰弘(アイスホッケー)、市野保己(銃剣道)、本戸歳知(クレー射撃)、中村ゆり子(なぎなた)、齋藤良太郎(ボウリング)、松橋達生(ボブスレー・リュージュ・スケルトン)、野端啓夫(野球)、井上弘(少林寺拳法)、岡崎温(武術太極拳)、永田圭司(ゴルフ)、浪岡正行(カーリング)、宮本英尚(パワーリフティング)、園山和夫(グラウンド・ゴルフ)、衣笠剛(バウンドテニス)、知念かおる(エアロビック)、田邊哲人(スポーツチャンバラ)、中村節夫(チアリーディング)、碓井進(ペタンクプール)、山田登志夫(障がい者スポーツ)、菊山直幸(中体連)、黒川光隆(スポーツ芸術)、堀部定男(体育施設)、霜觸寛(北海道)、大沢陽子(青森県)、平藤淳(岩手県)、茂木優(秋田県)、小川潔(山形県)、佐藤弘樹(福島県)、根本聡(茨城県)、高橋貴子(栃木県)、松本博崇(群馬県)、三戸一嘉(埼玉県)、青木寛(千葉県)、並木一夫(東京都)、小野力(神奈川県)、赤池隆廣(山梨県)、阿部徹(新潟県)、丸山隆義(長野県)、老月守(富山県)、向田和義(石川県)、宮塚和彦(福井県)、石川恵一郎(静岡県)、村木啓作(愛知県)、城本暁(三重県)、柴田益孝(岐阜県)、木村孝一郎(滋賀県)、武田暹(京都府)、桂千恵子(大阪府)、伊地智基幸(兵庫県)、福井基雄(奈良県)、松井守(岡山県)、山本航三(広島県)、高井信一(香川県)、分木秀樹(徳島県)、川島祥嗣(高知県)、東島敏隆(佐賀県)、佐多裕之(宮崎県)、坂口純弘(鹿児島県)、渡嘉敷通之(沖縄県)、久保博(学経)、寺澤正孝(学経)、森正博(学経)、金子正子(学経)、佐藤広(学経)、荒川昇(学経)の各評議員

(理事) 伊藤雅俊会長、岡本毅副会長、遠藤利明副会長、泉正文副会長兼専務理事、大野敬三常務理事、ヨーコゼッターランド常務理事、森岡裕策常務理事、

荒川政利、有竹隆佐、宇津木妙子、辛木秀子、河内由博、久保田文也、齊藤讓、坂本和彦、竹田恆和、寺尾和祝、友添秀則、長島昭久、丹羽治夫、林孝彦、東地隆司、平田竹男の各理事

(監 事) 比留間英人監事

評議員総数 125 名、うち出席 89 名で、定款第 23 条により評議員会成立。

さらに、定款第 23 条第 2 項に基づく定款の変更および当協会への加盟に関する決議を行うため、総評議員の 3 分の 2 以上の出席 (89 名) を確認。

## 議 案

第 1 号 議長を選出について (伊藤会長)

定款第 20 条第 3 項及び評議員会規程第 3 条に基づき、日本山岳・スポーツクライミング協会の尾形好雄評議員を選任することについて諮り、出席評議員全員一致で可決された。

その後、尾形評議員を議長として議事に入った。

第 2 号 議事録署名人の選出について (尾形議長)

定款第 24 条第 2 項に基づき、尾形議長の他に、辛木秀子理事及び千葉県体育協会の青木寛評議員に依頼することについて諮り、出席評議員全員一致で可決された。

第 3 号 新会館所有権の一部譲渡について (泉副会長兼専務理事)

新会館は平成 31 年 4 月 30 日の竣工を予定している。

新会館建設委員会では、土地代を含む建設費約 170 億円を当協会と JOC で折半して拠出し、所有権割合を当協会 50%、JOC50%とすることとしていた。

現時点における、新会館の土地および建物の所有者は当協会であることから、概ね 2019 年 5 月中旬頃を目途に新会館所有権の 50%を JOC に譲渡するとともに、所有形態については、土地・建物ともに持分 2 分の 1 ずつの共有とし、さらに拠出金額については、両団体で折半して約 85 億円ずつとすることについて諮り、出席評議員全員一致で可決された。

第 4 号 平成 31 (2019) 年度事業計画及び予算について (泉副会長兼専務理事、森岡常務理事)

平成 31 (2019) 年度事業計画について、以下のとおり説明。

平成 31 (2019) 年度事業計画は、「Ⅰ. 事業方針」、「Ⅱ. 事業内容」及び「Ⅲ. 組織運営及び財政の確立」を柱として作成した。

「Ⅰ. 事業方針」については、当協会創立 100 周年を機に策定・公表した「ス

「スポーツ宣言日本～21世紀におけるスポーツの使命～」の実現に向け、関係機関・団体と連携していく。

当協会はこの「スポーツ宣言日本」の実現をミッションとし、中期事業方針として昨年策定した「日本スポーツ協会スポーツ推進方策2018」の実現に向け努力していく。

「Ⅱ. 事業内容」の「＜公1＞国民スポーツ推進事業」について、「1. スポーツイベント開催・競技力向上」では、国民体育大会、日本スポーツマスターズ、「体育の日」中央記念行事、障がい者スポーツ関係イベント、ジャパン・ライジング・スター・プロジェクトを実施する計画とした。

「2. 国際スポーツ交流推進」では、アジア地区スポーツ交流を従前通り実施するとともに、ASEAN諸国におけるスポーツ推進貢献活動を行っていく。また、国際スポーツ・フォー・オール協議会（TAFISA）の計画する運動には、従前同様協力していく。国際交流においては、交流を通じてフェアプレー精神の周知と実践を行うとともに、積極的に異文化理解を進める取組を行い、諸外国との相互理解を深め、友好・親善を図っていく。

「3. スポーツ少年団育成」では、スポーツ少年団の更なる発展を図るため、各種講習会や大会等を実施することとし、これらを通して幼児や青少年のスポーツ参加の促進を図り、子どもたちにスポーツの楽しさ、喜びを体感させるとともに、体力の向上に寄与する計画とした。特に各種講習会・研修会等では、スポーツ少年団指導者に対し、資格取得の奨励をはじめ、スポーツ少年団活動における暴力行為等の根絶に向けた啓発活動を行っていく。

「4. 地域スポーツクラブ育成・支援」では、「総合型地域スポーツクラブ育成プラン2018」に基づき、スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造を目指し、総合型地域スポーツクラブの育成・活動支援に取り組む。

「5. スポーツ指導者育成・活用促進」では、当協会公認スポーツ指導者制度を改定した新カリキュラムに基づき、指導者養成講習会及び研修会を実施し、スポーツ指導者の養成並びに質と指導力の向上に努めるとともに、指導者マッチングシステムを本格化させ、指導者の活用と活動の促進を図っていく。

「6. スポーツ医・科学推進」では、各種スポーツ医・科学研究に取り組むとともに、研究成果をまとめた報告書を発行していく。また、ドーピング検査等の実施については、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）及び加盟団体と連携・協力し、国民体育大会ドーピング検査を継続実施するとともに、アンチ・ドーピング教育・啓発活動を推進していく。

「7. 広報活動推進」では、広報活動基本方針及び広報規程に基づき、積極的な展開を通してブランディング向上を目指す。

「8. 社会貢献活動推進」では、「フェアプレーで日本を元気に」キャンペーンの積極的な展開を通じて、フェアプレー精神が周知・理解され、全国各地において相互尊敬や相互理解を推し進め、スポーツによる社会貢献活動の醸成に

努める。

なお、東日本大震災復興支援として、平成 23 年度から実施している「スポーツこころのプロジェクト」、秩父宮記念スポーツ医・科学顕彰、日本スポーツグランプリ顕彰及びスポーツにおける暴力行為等相談窓口の運営を、従前同様実施する。

「9. 組織体制充実・強化」では、新会館の本年 4 月の竣工を目指し、建設工事を執り進めるとともに、竣工後は新会館の管理・運営に努めていく。

「<収 1>マーケティング事業」では、「JSP0 スポーツ・アクティブ・パートナー・プログラム」を推進し、賛同いただく協賛企業との連携強化と新規協賛企業の獲得に努める。また、出版物等販売事業では、「Sport Japan」及び各種教本等を販売することにより財源確保に努める。

「<他 1>加盟団体組織体制促進事業」については、「その他の事業」として新たに実施することとし、加盟団体の経営力及びガバナンス強化とコンプライアンスの徹底を図るため、セミナーやフォーラムを通じた情報提供を行っていく。

「Ⅲ. 組織運営及び財政の確立」について、各事業の推進にあたり、当協会内に設置した各委員会を中心に事業の企画・立案、実施方法等の検討を行い、効率的な運営に努めるとともに、事業評価システムを着実に実施していく。

さらに、国、JKA、日本馬主協会連合会、日本スポーツ振興センター、財界等に対し、当協会のスポーツ推進事業の重要性についてより理解を得るための働きかけを積極的に行い、できる限りの援助を強く要請していく。

次に平成 31 (2019) 年度予算について、「損益計算ベース」の予算書を提示し、以下のとおり説明。

「一般正味財産増減の部」の「経常増減の部 経常収益」について、「基本財産運用益」、「特定資産運用益」、および「受取会費」については、ほぼ前年同額を見込み、「受取登録料」はスポーツ少年団登録者数が減となることを見込み減額とした。

「事業収益」は「参加料収入」において、ワールドコンGRESS 2019 東京開催に伴う参加料を新規計上し、さらに、「協賛金収入」において、国民体育大会における協賛社の増を反映、また、「その他事業収入」において、新会館建設費の JOC 経費負担分を計上し増額となっている。

次に、「受取補助金等」については、補助・助成団体からの内定額または当協会の要望額をもとに編成した。「競輪公益資金補助金」において、JKA 補助方針の変更により補助率と補助金上限額が引き上げられたこと、さらに新規事業として、加盟団体経営フォーラムを新規要望したことにより増額、「スポーツ振興くじ助成金」において、「総合型地域スポーツクラブ創設・自立・マネージャー設置支援」における各支援対象クラブ数の減、また、ドーピング検査の実施主体が「日本スポーツフェアネス推進機構」に変更となったことにより減

額となっている。

「受取負担金収入」については、ワールド कांग्रेस 2019 東京開催に伴い、主催団体負担金を新規計上したことにより増額となっている。

以上により、経常収益の合計は、平成 30 年度に対し 2 億 9 千 5 百 93 万 2 千円増の 44 億 1 千 5 百 9 万 9 千円を計上した。

続いて経常費用について、賃借料において、新会館建設工事用地の借地契約終了などにより、平成 30 年度に対し 8 千 2 百 35 万 5 千円減とした。

諸謝金において、公認スポーツ指導者制度の改定に伴い講習会形態を座学からアクティブラーニング方式に変更するため、講師謝金の増額を見込み、平成 30 年度に対し 9 千 3 百 6 万 5 千円増とした。

租税公課において、新会館関連の不動産取得税などの減額を見込み、平成 30 年度に対し 8 千 2 百 64 万 9 千円減とした。

支払助成金において、総合型地域スポーツクラブ創設・自立・マネジャー設置支援における助成対象クラブ数が減となることにより、平成 30 年度に対し 4 千 2 百 49 万円減とした。

受託事業費については新たに作成した科目であり、ワールド कांग्रेस 2019 東京の開催費を計上した。

業務委託費には、岸記念体育会館の解体費を新たに計上したことにより、平成 30 年度に対し 8 億 9 千 1 百 77 万 9 千円増とした。

その他各事業費の見直しや管理費の調整を図り、経常費用の合計は、平成 30 年度に対し、9 億 8 千 2 百 25 万 9 千円増の 58 億 5 千 7 百万 7 千円を計上した。

結果、経常収益の合計と経常費用の合計の差である当期経常増減額の合計は、平成 30 年度に対し、6 億 8 千 6 百 32 万 7 千円減の 14 億 4 千 1 百 90 万 8 千円の減額を計上した。

次に、経常外増減の部については、計上はない。

以上、経常増減の部と経常外増減の部、さらに法人税、住民税及び事業税を加えた「当期一般正味財産増減額」は、合計で 14 億 5 千 6 百 90 万 8 千円の減額を計上した。

次に、「指定正味財産増減の部」は、秩父宮記念スポーツ医・科学顕彰のための秩父宮基金引当資産であり、増減はない。

以上により、「正味財産期末残高」の合計額は、平成 30 年度に対し 14 億 5 千 6 百 90 万 8 千円減の 108 億 3 千 21 万円を計上した。

最後に、資金調達及び設備投資の見込みのうち、資金調達の見込みについては、特に借入の予定はない。設備投資の見込みについては、国民体育大会参加申込システムやスポーツ少年団および公認スポーツ指導者の登録システム、さらにこれらシステムの統合構築費を見込むとともに、新会館でのオフィス備品、共用部備品購入費、ネットワーク構築費、建築費を見込み、計 73 億 4 千 7 百 94 万 2 千円を計上した。

以上、平成 31（2019）年度事業計画、予算並びに資金調達及び設備投資の見込みについて諮り、原案どおり出席評議員全員一致で可決された。

第 5 号 定款の改定について (河内事務局長)

定款の改定について、以下のとおり説明。

定款第 2 条で示す「主たる事務所を東京都渋谷区に置く」の記載について、新会館への移転を条件として、「主たる事務所を東京都新宿区に置く」と改定する。

附則 13 として記載する改定日は、移転日とする。

以上の説明並びに今回の定款変更について、文言等の修正が生じた場合の対応を伊藤会長に一任することを諮り、原案どおり出席評議員全員一致で可決された。

改定前	改定後	備考
(事務所) 第2条この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。	(事務所) 第2条この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。	改定日については、移転日を記載。

第 6 号 次期評議員候補者の推薦について (泉副会長兼専務理事)

現評議員の任期は、一部の評議員を除き、平成 31（2019）年 6 月に開催の定時評議員会の終結の時までとなっている。

定款第 17 条第 4 項において、加盟団体を母体とする評議員候補者は、評議員会での決議により、評議員選定委員会へ推薦できることとしており、加盟競技団体から 56 名、加盟都道府県体育・スポーツ協会から 47 名、加盟関係スポーツ団体から 7 名、合計 110 名の候補者の選出があった。

「評議員及び役員選任規則」第 2 条第 1 項第 1 号により、加盟団体を母体とし、評議員会が推薦する評議員候補者として、110 名を評議員選定委員会へ推薦する。

なお、日本スポーツチャンバラ協会、全国高等学校体育連盟、日本体育施設協会、日本トップリーグ連携機構選出の現評議員は、任期の違いにより今回の改選の対象ではないが、毎年改選手続きを行うことは円滑な法人運営に負担となることを考慮し、顧問弁護士及び内閣府公益認定等委員会に確認し、「任期ずれ」を解消する手続きをとることとしている。

以上、次期評議員候補者の推薦並びに今後候補者に変更等が生じた場合の対応については尾形議長に一任することを併せて諮り、原案どおり出席評議員全員一致で可決された。

第 7 号 当協会への加盟について (久保田理事)

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟は、平成 11 年当時の加盟審査において、国際競技会への日本代表選手の派遣体制のあり方や都道府県体育・スポーツ協

会への加盟数、組織整備状況について課題があり準加盟となったが、今回、同連盟から、当協会の加盟団体となるための要件を満たしたとして加盟申請書が提出された。

本件について、平成 31 年 2 月 8 日開催の平成 30 年度第 3 回加盟・栄典部会及び平成 31 年 3 月 8 日開催の第 6 回理事会において審査した結果、当協会加盟団体の基準を満たすことを確認した旨、説明。

ついては、「公益社団法人日本ダンススポーツ連盟」を当協会加盟団体とする旨を諮り、原案どおり出席評議員全員一致で可決された。

## 報告事項

・スポーツ団体ガバナンスコード制定の進捗について (森岡常務理事)

スポーツ庁 スポーツ・インテグリティ部会で検討されているスポーツ団体のガバナンス強化のための新たな仕組み、およびスポーツ団体ガバナンスコード案について、理事の在任期間の上限を設ける方向になっている旨を説明した。

## その他

・会議日程について (河内事務局長)

平成 31 (2019) 年度の理事会及び評議員会の開催日程は資料のとおり予定しており、次回の評議員会は 2019 年 6 月 21 日 (金) 14 時から、品川プリンスホテルで開催予定の旨を説明した。

・本日の日程について (河内事務局長)

本評議員会終了後、15 時 30 分から第 21 回秩父宮記念スポーツ医・科学賞表彰式及び同受賞祝賀会を開催するため、評議員各位、理事・監事各位に出席の依頼を行った。

・本日の配付資料について (河内事務局長)

女性スポーツ促進に向けたスポーツ指導者ハンドブックと公認スポーツ指導者マッチングサイトのチラシを配付した旨を説明した。

以上の諸報告をいずれも了承後、14 時 45 分閉会。

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

公益財団法人日本スポーツ協会

総務部総務課課長 吉原 暁憲

総務部総務課係長 添谷 大輔

総務部総務課主事 三浦 麻子